

鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画概要版

体育保健課

策定の趣旨

少子化により生徒数が減少し、部活動を維持・継続することが困難な状況となっていることや活動経験の無い教員が顧問として指導することや休日に開催される大会等の引率や役員としての参画等、部活動における負担が大きくなっており、国が令和5年度から令和7年度の3年間を「改革推進期間」として位置付け部活動改革の取組を推進していくことから、「改革推進期間」における県内の市町村が部活動の地域連携・地域移行の取組が推進されるよう策定した。

I 基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 休日に活動している部活動について、地域連携・地域移行の取組を推進する。
- (2) 平日は、基本的に学校部活動として実施する。
- (3) 部活動改革は、「地域移行型」を基本とし、直ちに地域での活動への移行が困難な場合は、学校や地域の実情に応じて「拠点校（合同部活動）型」、「地域連携型」といった新しい部活動の形態により、生徒の活動機会を確保しながら、「地域移行型」への取組を推進する。

2 地域クラブの考え方

- (1) 「地域移行型」における「地域クラブ」は、ア～エの要件を満たしていることを基本とする。
 - ア 休日の生徒の活動の機会を確保することを目的としている。
 - イ 国ガイドラインを遵守した活動を実施。
 - ウ 学校部活動の教育的意義や目的を継承した活動を実施し生徒の人間形成に寄与することを目的とする。
 - エ 中学校体育連盟主催大会に出場の認定要件を満たしている。（文化芸術クラブは除く）※「地域移行型」の地域クラブの単位は、同一市町村内の生徒を対象とし、平日に学校で実施している部活動を単位とする。ただし、単独の学校または市町村で活動を維持・継続することが困難な場合は、複数校若しくは市町村を越えての地域クラブ設置について当該校及び当該市町村で協議し、互いに同意する場合は可とする。
- (2) 市町村が運営に関わらない地域クラブが「地域移行型」の地域クラブとして中学校の休日の活動先となることを希望する場合は、市町村へ申請をする。
- (3) 申請があった地域クラブ等について市町村及び学校は、要件ア～エについて確認する。確認の結果、要件を満たしている場合は、市町村と学校で協議の上、休日の活動先として認定する。認定後は、該当の部活動の休日の部活動を行わないこととし、休日の活動の場として市町村から地域クラブへ依頼する。

3 部活動及び教職員の考え方

- (1) 部活動指導員・外部指導者の配置や合同部活動などの取組により、休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくて良い環境の構築に可能な限り努める。
- (2) 休日に地域クラブでの指導を希望する教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブの指導者または、地域クラブに指導者を派遣する団体に登録し、地域クラブの指導者として指導にあたる。

4 今後の部活動の在り方

- (1) 平日の部活動の地域連携・地域移行については、令和7年度末の県内の地域連携・地域移行の進捗状況及び国の動向を踏まえて、令和8年度以降に改めて方針を検討し、市町

村へ示す。

- (2) 令和5年度は市町村における方向性について検討を行い、令和6年度以降、準備が整った市町村、学校、種目等から取組を推進していく。

II 県及び市町村の役割

1 県の役割

- (1) 各関係機関と連携を図りながら、市町村の取組を支援する。
- (2) 市町村の取組状況を適宜集約し、市町村へ情報共有を行う。

2 市町村の役割

- (1) 市町村内の関係機関と連携して取組を推進する。
- (2) 令和5年度中に、協議会等を設置し、県の推進計画を参考にしながら、方針、具体的な取組、スケジュールを検討し、取組を推進する。

III 具体的な取組方策

- 1 地域における地域クラブ等の整備充実
- 2 地域におけるスポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保
- 3 地域における施設の確保
- 4 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減
- 5 活動における保険の在り方
- 6 活動における費用負担の在り方
- 7 地域クラブへの支援
- 8 高校入試への対応
- 9 移動に係る支援
- 10 その他

上記1～10に係る課題等について、市町村と連携して対応策を検討・研究する。